

広島市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成27年1月19日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成１４年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- | | | | | |
|---|-----|---------------------------------|------|--------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年1月27日（火） | 2時限目 | 9：55から10：45 |
| | | | 3時限目 | 10：55から11：45 |
| | | | 4時限目 | 11：55から12：45 |
| 2 | 場 所 | 広島市立亀崎中学校
広島市安佐北区亀崎四丁目1番1号 | | |
| 3 | 講 師 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員 | | |
| 4 | 対象者 | 広島市立亀崎中学校 第3学年生徒 | | |
| 5 | 内 容 | シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法、模擬立入検査等 | | |

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成27年1月26日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課
電話 082-228-1501（直通）
ホームページ http://www.iftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html